



教育・保育給付認定制度

保育園や認定こども園などを新規に利用する場合、**教育・保育給付認定を受ける必要があります**

保育園や認定こども園などを新規に利用する場合は、入園申込み時に、**教育・保育給付認定も一緒に申請してください。**

認定区分	対象年齢	希望する教育 保育の形態	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間)	満3歳以上	教育を希望する	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	満3歳以上	保育の必要な事由に 該当し、保育園等で の保育を希望する	保育園 認定こども園
3号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	満3歳未満	保育の必要な事由に 該当し、保育園等で の保育を希望する	保育園 認定こども園 小規模保育施設

※ 認定こども園での『保育』を希望する場合「2号・3号認定」については教育振興課幼保支援班へ、『教育』を希望する場合「1号認定」については園へ直接お申し込みください。詳しくは、各園へお問い合わせください。

香美市外の幼稚園・認定こども園・小規模保育施設を新規利用するときの手続きは？

- ① 幼稚園・認定こども園での『教育』を希望する場合**
各施設に直接お申し込みください。事前に、見学や面談が必要な場合がありますので、各施設へお早めにお問い合わせください。
- ② 認定こども園・小規模保育施設での『保育』を希望する場合**
施設によって入所要件や申込方法が異なります。**早急に、幼保支援班までご連絡ください。**他市町村在住の方との調整が必要な場合があるため、ご希望の施設に入れない可能性があります。
※認定こども園・・・教育・保育を一体的に行い、保護者が働いているかどうかにかかわらず利用できます。
※小規模保育施設・・・定員が6～19人の保育施設です。

【受付場所】 幼保支援班 ☎53-1088
【受付締切】 香南市の施設…11月14日(火)
 高知市の施設…12月14日(木)
 南国市の施設…12月14日(木)



園児募集

令和6年度に教育・保育施設へ新規入所を希望する児童を募集します。
■問い合わせ先 教育振興課幼保支援班 ☎53-1088

入所申込書について

申込書等一式は、11月1日(水)から左の受付場所のほか、繁藤出張所・各保育園・子育てセンターなかよし・子育てセンターびらふで配布します。

受付場所

教育振興課幼保支援班 ☎53-1088
 教育委員会香北分室 ☎52-9287
 教育委員会物部分室 ☎52-9290

受付期間

＜1次募集＞

12月1日(金)～11日(月)

8時30分～17時15分 ※土・日除く

◆12月4日(月)・7日(木)は、教育振興課幼保支援班のみ受付を19時まで延長します。

＜2次募集＞

令和6年1月4日(木)～2月16日(金)

※定員に空きがある場合のみ実施します。

募集施設	定員	利用時間	受入年齢
なかよし保育園	200	(月～金) 7:30～18:30 (土) 7:30～12:30	0歳～2歳 (0歳児は生後2カ月以上)
		(月～土) 7:30～18:30	3歳～5歳
あけぼの保育園	210	(月～土) 7:00～19:00	0歳～5歳 (0歳児は生後2カ月以上)
片地保育園	60	(月～金) 7:30～18:30	0歳～5歳 (0歳児は生後6カ月以上)
新改保育園	65	(土) 7:30～12:30	
若藤保育園 (平成18年度から休園中)	30	(月～金) 8:00～16:30 (土) 8:00～12:00	3歳～5歳
美良布保育園	145	(月～土) 7:30～18:30	0歳～5歳 (0歳児は生後2カ月以上)
大柝保育園	60	(月～金) 7:30～18:30 (土) 7:30～12:30	0歳～5歳 (0歳児は生後6カ月以上)
ひまわり保育園(私立)	80	(月～土) 7:00～18:30	0歳～2歳 (0歳児は産休明けから)
小規模保育施設 三育ほっとハウス(私立)	16	(月～土) 7:30～18:30	
認定こども園 土佐山田幼稚園(私立)	45	(月～金) 7:30～18:30 (土) 8:00～13:00	2歳～5歳
認定こども園 第二土佐山田幼稚園(私立)	75	(月～金) 7:30～18:30 (土) 8:00～13:00	

- ※ 利用時間は、時間外保育時間を含みます。
- ※ 利用時間と定員については、変更することがあります。
- ※ なかよし保育園の土曜日1日保育は、3歳～5歳のみです。
- ※ 申し込み状況によっては、休園またはクラス分けを実施しない場合があります。



保育園などで保育を希望する場合は、『保育の必要な事由』に該当することが必要です！

- ①月48時間以上の就労
- ②妊娠、出産
- ③保護者の病気、障害
- ④親族の介護・看護
- ⑤災害復旧活動
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがある
- ⑨育児休業を取得するとき、すでに保育を利用している児童がいる場合に、継続して保育を利用する必要があると認められること

※ただし、期日のある事由や②⑥⑨は期限があります。
 ※就労時間や事由に変更があったときは、変更申請が必要です。

